



令 5 共済第 020 号
令和 6 年 1 月 22 日

都道府県・指定都市子ども会連合組織
代表者 様

公益社団法人 全国子ども会連合会
常務理事 山本 哲哉

年間行事計画変更時の取扱いについて

時下 益々ご清祥のこととご拝察申し上げます。
日頃より全子連の運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

年間行事計画書の追加・変更時の取扱いについて令和 6 年度より下記のとおり変更いたします。

記

1. 行事実施日前日までに追加・変更の年間行事計画書の提出が必要な場合
「行事・活動名」の追加・変更 (=提出なければ補償の対象としない。)
2. 変更の年間行事計画書の提出が不要な場合
「実施予定日」「会場」「参加予定人数」が変更
(=提出なくても補償の対象とする。)

【本取扱いの通知】

本通知は都道府県・政令指定都市子連あての通知とし、全子連のホームページには掲載いたしません。

市区町村等子連への通知については、都道府県・政令指定都市子連の判断としますが、登録されている年間行事計画の変更通知が提出されていないことで不支払いとする対応がないようご徹底願います。

以上